

## 中部運輸局自動車交通部

令和元年11月15日 14時00分発表

## 連絡先

中部運輸局 自動車交通部  
自動車監査官 岡田、前田、松田  
Tel 052-952-8038  
中部運輸局 三重運輸支局  
輸送・監査担当 久世、榊原  
Tel 059-234-8413

同時発表：三重県政記者クラブ

**乗合事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 行政処分対象事業者及び営業所

業者名：株式会社 三交タクシー（代表取締役 長野 成司）  
住所：三重県四日市市新正3丁目3番地6号  
営業所：伊勢営業所（三重県伊勢市竹ヶ鼻町237番地7）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和元年11月15日 10日車（1両×10日間）  
処分内容：「事業用自動車の使用停止」及び「文書警告」

3. 監査端緒

令和元年7月期の乗合集中監査対象事業者に選定

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下①から③の法令違反を確認

① 届出を行わず営業所別配置車両数を変更していた。

（道路運送法第15条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第15条第1項）

② 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

③ 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 1点

当該事業者が付された累積違反点数 1点